

役務の提供に係る業務における最低制限価格制度の導入について

平成30年4月11日
かすみがうら市総務部検査管財課

標記について、かすみがうら市では役務の提供に係る業務（建設工事の積算基準により予定価格を算出した業務に限る）について、契約の適正な履行の確保を図るため、最低制限価格制度を導入することとしましたので、お知らせいたします。

記

1 対象業務

予定価格が50万円を超える役務の提供に係る業務（建設工事の積算基準により予定価格を算出した業務に限る）で競争入札に付する案件。

2 最低制限価格算出方法

最低制限価格 = 最低制限基本価格 × ランダム係数

最低制限基本価格

予定価格 × 最低制限基本価格算出割合

最低制限基本価格算出割合

(予定価格算出の基礎となった次に掲げる①～④の合計) ÷ 予定価格

①直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

②共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

③現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

④一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額

※最低制限基本価格算出割合が0.9を超える場合は0.9とし、0.7に満たない場合は0.7とします。

ランダム係数

0.9950から1.0050までの数値とします。

3 数値の取り扱い

(1) 算定の際に使用する予定価格、最低制限価格及び最低制限基本価格は、消費税及び地方消費税を含まない金額とします。

(2) 最低制限価格及び最低制限基本価格算出割合を求める際に算定した額の1,000円未満の端数は切捨てとします。

(3) 最低制限基本価格算出割合の小数点以下第4位未満は切捨てとします。

4 適用時期

本市発注の入札において、平成30年5月1日以降に入札公告する案件から適用します。